

盤上遊戯「クロキノール（闘球盤）」の伝来と普及の一端

三橋正幸〔(公財) 秦野市スポーツ振興財団〕

はじめに

宮内庁は平成26年9月、昭和天皇実録を特別公開し、翌年3月その公刊本の販売が開始された。その中に、昭和天皇が幼少期にクロックノールでお遊びになられたという記録が複数あり、クロックノールとはどのような遊戯なのか、謎の遊びとして、その存在が注目を浴びることになった。その後、クロックノールとは、カナダで発祥したとされるクロキノール（Crokinole）のことであろうと、謎の遊び論争はすぐに終結をみせた。

盤上遊戯の歴史は古く、その起源を辿ることは容易なことではないが、明治後期に流行した盤上遊戯「クロキノール」が国内にいつ頃持ち込まれ、どのように普及していったのかについては、不明な点が多いのが現状である。そこで、本稿では、クロキノールについて記述された文献、資料等からその一端をまとめてみたい。

クロキノールの伝来時期

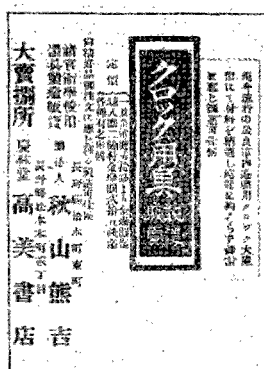
クロキノールの仕方を国内で初めて冊子にした『クロック術』（明治36年5月）によると、「クロックは数年前松本在留の英國人マギニス氏が、本國より初めて取り寄せられた」との記録が残されている。マギニスは、明治34年に長野県上田市でキリスト教の伝道を開始したカナダ聖公会から派遣された人物で、上田聖ミカエル及諸天使教会初代司祭に就任した人物である。冊子刊行の数年前、つまりはマギニスが来日した明治34年に国内に伝来したとする言説が、現在のところ最有力候補となるだろう。

クロキノールは1876年（明治9年）にカナダ・オンタリオの職人エックハート・ヴェットローファーによって作られた、カナダが発祥の盤上遊戯と言われている。マギニスは英國人とされているが、カナダ聖公会の伝道師として来日していることから、本国とは現在のカナダを指すものと思われる。英國人と紹介された背景は、カナダが当時、イギリス領であったためであろう。なお、マギニスの出身地をめぐっては、東京光風館編纂『小學理科講義』尋常小學第六學年に掲載された『クロック術』の図書目録紹介記事では、マギニスは米國人と紹介されている。この件について、彼が初代司祭を務めた上田聖ミカエル及諸天使教会の現司祭下原氏に尋ねたところ、教会の記録では英國人とされているが、長野県内へのキリスト教伝来は、カナダ聖公会の影響を受けており、カナダ出身の人物であろう。米國人ではないという見解であった。

クロキノールの販売経路

『クロック術』では、クロキノールをクロック・ノールと表記し、クロック用具販売所は高美書店、製造人は秋山熊吉と紹介している。高美書店は長野県松本市で現在も営業している書店で、寛政9（1797）年に創業して以来、200年以上にわたって続いている老舗である。

なお『クロック術』は東京の光風館書店から訂正再版が明治36年10月に出されているが、訂正再版には用具の製造販売先を紹介するページは掲載されていない。



出典：『クロック術』P37

出典：『遊樂雑誌』第貳号 口絵広告

別の販売経路として、東京日本橋馬喰町の大一商店は、商品名を闘球盤として販売を行っていたことがわかった。

当時、この2店が主な販売経路であったと考えられる。また、広告記事から、十字屋商店（現 JEUGIA（京都市））、伊藤喜商店（現イトーキ（大阪市））、安藤商店が大一商店の闘球盤の販売代理店となり、国内での普及の一端を担っていたことも明らかになった。

クロキノールと闘球盤

販売店の違いから、クロックと闘球盤という二つの商品名が用いられていたことがわかった。クロキノールはマギニスから紹介を受け、翻訳した際に適語が見つからず、原文をそのまま用い、『クロック術』内ではクロック・ノールと表記されたものと考えられる。

一方、闘球盤は、意匠登録第1946号を取得しており、和名として闘球盤を商品名に用いて販売が行われていたものと考えられる。商品開発に関しては、マギニスの紹介を受けて製造が行われた長野県松本市の秋山熊吉氏が先なのか、意匠登録された商品を販売した大一商店が先だったのかは図り知れぬが、当時の意匠登録制度は、最初に出願した人に権利を与える先願主義が採用されていたことを付しておきたい。

意匠登録と実用新案登録

闘球盤は明治37年6月8日付けで意匠登録第1946号を取得している。その記録は、明治41年6月印行『意匠登録証主名簿』の第二十七類、楽器・玩具及遊戯具に、（登録番号）第1946号（應用物品）遊戯具（意匠名稱）闘球盤形状（登録証主氏名）北澤佐藏（登録証主住所）東京市本所區亀澤町二丁目10番地（登録年月日）37年6月8日と記されている。

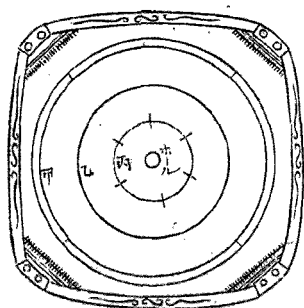
一方、長野県の製造元である秋山も、「クロック盤」を実用新案登録していたことが、明治41年10月印行『実用新案分類表』から判明した。このことは、官報第6747号（明治38年12月25日）にも記録が残っている。実用新案分類表には、（登録番号）837（種名）玩具（実用新案名稱）「クロック」盤（住所）長野（登録証主氏名）秋山熊重（登録年月日）38年12月11日（実用新案公報番号）25と記されている。

クロック盤の製造は『クロック術』内の広告から秋山が製造元と確認できるが、闘球盤を意匠登録した北澤と販売元の大一商店との関係は不明である。その理由は、『東京模範商

工品録』に「店主瀧澤稻恵氏が意匠登録を得たる闘球盤は、・・・」とあり、さらに瀧澤が闘球盤を寄付したことで、東京府教育會長子爵岡部長職から受けた感謝状の内容にも「貴殿御意匠に成る所の闘球盤二面本會へ御寄贈被下候」と記述され、瀧澤稻恵が意匠登録を得たと捉えられる記録が残されているからである。北澤佐藏と大一商店店主とされる瀧澤稻恵が同一人物であるとは考えにくい、特許局の公的記録に残されている北澤が意匠登録し、その権利を保有していたことに間違いは無いであろう。

盤の形状

クロキノール盤・・・挿絵と同じく、丙線上に6カ所の杭（ペグ）あり。
 当時は「クロック盤」として用具が普及していた。



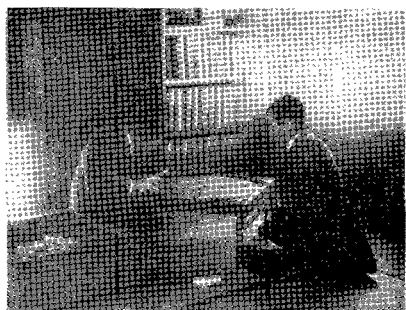
出典：『クロック術』 ページ 6
 用具の説明挿絵

長野県大池氏所蔵クロック盤（明治38年12月の裏書有）

出典：<http://www16.plala.or.jp/hiroten/>

[tokyuban/menu4/htm/kt17.htm](http://www16.plala.or.jp/tokyuban/menu4/htm/kt17.htm) より

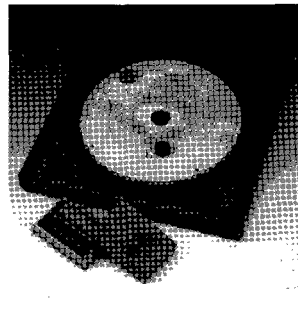
闘球盤・・・右写真の玉入器には大一商店の文字とイラストが描かれている。



出典：『遊樂雑誌』第1巻口絵
 出版社編集局での一コマ



出典：『東京模範商工品録』 p118
 大一商店での一コマ



出典：大阪府立大型
 児童館ビッグバン
 所蔵コレクション

盤の販売価格

秋山が製造し高美書店が販売していたクロック盤は、一具金貳円五拾銭から金參圓迄で、球入器式筒付は金參圓貳拾五銭迄で、注文に応じて種々製造可とされていた。一方、大一商店が販売する闘球盤は、二尺角盆形が金一圓五十銭、二尺角盆形上等が金二圓、二尺三寸角盆形が金二圓五十銭、二尺三寸角盆形足付盤が金三圓五十銭、茶盆壹兼用が金五圓五十銭とされていた。意匠登録された闘球盤形状の公告が特許庁にも残されていないため、

登録時の形状を確かめることは出来ないが、販売価格に示された形状から、前頁『遊樂雑誌』の写真にある足付きの盤は大一商店で販売されたものと推定される。

ルール説明冊子

クロキノールの仕方を紹介した冊子が『クロック術』である。

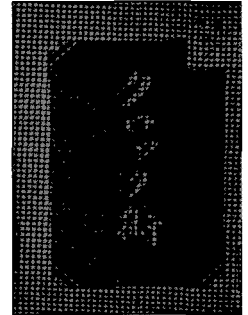
初版発行の5ヶ月後には訂正再版が発行されているが、それぞれ国会図書館と長野県図書館にのみ所蔵が確認されている。

闘球の仕方について発行された冊子は見当たらないが、明治39年3月に創刊された『遊樂雑誌』第1巻～3巻に闘球が取り上げられ、闘球の仕方や戦術などが詳しく紹介されている。

第1巻には、盤が編集室にかつぎ込まれて、「それには「クロック使用法」という冊子まで附いていた」との記述がある。

『クロック使用法』という冊子の現物は確認できていないが、文面からは闘球盤が販売された際に添付された説明書ではないかと思われる。そうすると、闘球盤は当初からクロキノールをプレイするためにクロック形状を真似て製造された盤であった可能性も浮上してくることになる。『クロック使用法』が闘球盤の付録冊子であったのかということが解明できれば、この可能性を裏付けてくれることだろう。

遊樂雑誌では、闘球のルビにクロックと付け、闘球盤にはクロック盤とルビをふっている。盤の商品名こそ、クロック盤と闘球盤の違いはあるものの、プレイする者にとって、クロックと闘球は同じ遊戯として、認識されていた可能性は否定できない。前述「盤の形状」に少し触れているが、競技面に打たれた杭（ペグ）の数が6本の盤や8本のものも見つかっている。8本の盤は、丙線上に8本のものもあれば、乙丙線上に各4本ずつのものも見つかっている。競技面の杭の本数、配置に違いは見られるが、クロック盤及び闘球盤が全国へ広がっていく過程では、杭の本数や盤の形状よりも、プレイの仕方が同じスタイルであったという点が、より重要と考えられていたのではないだろうか。



所蔵：長野県図書館

おわりに

盤上遊戯がいつ、誰によって国外からどのように持ち込まれて普及していったのかを特定することは難しいことである。今回、クロキノールを取り上げたが、国内に持ち込まれた後、製造元の違いから、クロック盤と闘球盤の2種類が存在し、それぞれの盤が意匠登録、實用新案登録されるなど、いわゆる元祖権利争いが行われていたかのような様子を窺い知ることができた。現代においても、公認用具と類似用具があるように、プレイに用いられる用具がビジネスに関係している点は今昔ともにかわっていないようである。遊戯具に対する商標登録制度や意匠登録制度の存在が、ビジネスと絡み合い遊戯名称や遊戯具の形状に変化を与え、あそびの伝承にも変化を与える要因の一つになっているようである。

参考文献

- ・『クロック術』、明治36年5月20日、高美書店
- ・『遊樂雑誌』第1号～3号、明治39年3月～5月、近事画報社
- ・『意匠登録證主名簿』、明治41年6月15日、特許局
- ・『東京模範商工品録』、明治41年10月24日、特許局